

令和7年 第2回

八幡浜市教育委員会定例会会議録

- 1 日 時 令和7年2月14日 金曜日 午後3時35分
- 2 場 所 保内庁舎3階 第3会議室
- 3 出席した者 教育長 井上靖
教育委員 泉俊也、成瀬いづみ、佐々木広光、國安健太
- 4 欠席した者 なし
- 5 会議に出席した公務員の職氏名
教育指導主幹 河野文俊 学校教育課長 梶本教仁
生涯学習課長 山中貞則 子育て支援課長 河野光徳
学校教育課長補佐 西村真徳
- 6 次 第 別紙のとおり

八 幡 浜 市 教 育 委 員 会 定 例 会 次 第
(令和7年2月 第2回)

1 教育長開会宣告

2 前回会議録の承認

3 教育長等の報告

(1) 教育長報告

(2) 1月分行事報告及び2、3月分行事予定報告

4 議 事

(1) 議案

議案第14号 八幡浜市弓道場の設置及び管理に関する条例の制定についての意見聴取について

議案第15号 八幡浜市立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例の意見聴取について

議案第16号 八幡浜市社会体育施設条例の一部を改正する条例の意見聴取について

議案第17号 八幡浜市民文化活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について

議案第18号 基金の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての意見聴取について

議案第19号 「八幡浜市地番整理事業の実施等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」のうち、教育委員会所管分に関する意見聴取について

議案第20号 八幡浜市社会教育委員の委嘱に係る専決処理の報告について

議案第21号 八幡浜市民文化活動センター運営審議会委員の任命に係る専決処理の報告について

議案第22号 八幡浜市立幼稚園園則の一部を改正する規則の制定について

議案第23号 八幡浜市弓道場の設置及び管理に関する条例施行規則の制定について

議案第24号 八幡浜市立学校施設開放規則の一部を改正する規則の制定について

議案第25号 八幡浜市民文化活動センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第26号 八幡浜市幼稚園型一時預かり事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について

(2) 報告・協議事項

- ① 令和7年度教育費当初予算の査定について
- ② 学校再編整備第二次実施計画について
- ③ その他

5 その他

(1) 次回定例教育委員会の開催について

令和7年3月13日（木）15時30分～ 保内庁舎3階 第4会議室

(2) 南予管内市町等教育委員会連合会「教育委員会研修会」の開催について

令和7年2月27日（木）14時00分～ 場所：内子自治センター多目的ホール
17時30分～ 意見交換会（魚林）

(3) 卒業（園）式について

- ・幼稚園 令和7年3月19日（水）
- ・小学校 令和7年3月24日（月）
- ・中学校 令和7年3月17日（月）

(4) 川上小学校・双岩小学校・神山小学校統合合意書調印式について

令和7年3月21日（金）16時00分～ 八幡浜庁舎5階大会議室

(5) 閉校記念式典について

- ・八代中学校 令和7年3月25日（火）14時00分～
- ・愛宕中学校 令和7年3月26日（水）10時00分～
- ・松柏中学校 令和7年3月26日（水）14時00分～

(6) その他

6 教育長閉会宣告

〔開会時刻：午後 3 時 35 分〕

教育長

1 教育長開会宣告

ただいまから令和 7 年 2 月第 2 回八幡浜市教育委員会定例会を開催します。

2 前回会議録の承認

前回会議録について何かご意見はございませんか。

各委員

「なし。」

教育長

それでは承認していただけますか。

各委員

「はい。」

教育長

ありがとうございました。

3 教育長等の報告

(1) 教育長報告

クリップ止めの資料を用意しています。今日は議題が多いので、簡単な説明にしたいと思います。

1. いじめ・不登校の現状について

いじめ事案については、1 月に小学校で 2 件ありました。学年だけ言いますが、1 件は、被害児童が小学 3 年生男子 1 名で、加害児童が同じく小学 3 年生男子 1 名です。もう 1 件は、被害児童が小学 6 年生男子 1 名で、加害児童が同学年の 3 名という事案が発生しております。

不登校については、今年 1 月になって数日休んだために 30 日を超えたという子どもがいる関係で、小学校 6 名、中学校 29 名と前月よりも増えています。

2. 令和 6 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果については、2 枚目に結果を載せておりますので、参考にしてください。

3. 行事報告・行事予定について

(1)「創造アイデアロボットコンテスト」全国中学生大会で、保内中学校の 3 年生 2 名が準優勝を果たしました。3 枚目の新聞記事は、全国大会に行く前の記事となります。(2) 新しい八幡浜児童センターをテーマにした「子ども会議」は、12 月 26 日に市民文化活動センターにおいて開催され、小学生 11 名、中学生 8 名が参加しました。今後も「子ども会議」は継続すると聞いています。

4. 学校運営協議会の立ち上げについては、来年度から実施するコミュニティ・スクールのことですが、次回、詳しく説明させていただきます。

以上ですが、何か質問はありますか。

各委員

「なし。」

教育長

それでは、その他の報告に移ります。

(2) 1月分行事報告及び2月、3月分行事予定報告

生涯学習課長お願いします。

生涯学習課長

21 ページをお願いします。

行事報告です。2月2日(日)に恒例の「第20回市民健康マラソン・八幡浜駅伝カーニバル」を開催しました。天候にも恵まれまして、市民健康マラソンは昨年よりも、133人多い445人、駅伝カーニバルは昨年よりも、22チーム多い74チーム、370人の参加がありました。

次に行事予定です。週末の2月15日(土)に、文化会館ゆめみかんを主会場に「人権・同和教育研究大会」が開催されます。午後の全体会では、タレントの「スマイリーキクチ」さんに、ご自身のネット中傷被害の体験を通じた講演を行っていただきます。2月16日(日)に、市民スポーツセンターにおいて「第45回八幡浜市スポーツ少年団体験発表大会」を行います。今年度、スポーツ少年団を退団する10名が作文を発表します。

23 ページをお願いします。

行事報告です。2月1日(土)から11日(火)までの9日間、八幡浜市美術館において、「第29回やわたはままるごとアート展」を開演しました。来場者数は約350人でした。

次に行事予定です。3月1日(土)、市民文化活動センターコミカンにおいて、「よしもとお笑いLIVE!」を開演します。お陰様でチケットは完売しました。その翌日、3月2日(日)には、文化会館ゆめみかんにおいて、第40回富澤赤黄男顕彰俳句大会を開催します。

主な行事は、以上です。

教育長

ご質問はありませんか。

各委員

「なし。」

教育長

4 議事

(1) 議案

議案第14号から第19号については、市議会3月定例会に上程する案件であり、市長による公表がなされていないことから、教育委員会会議規則第12条の規定に基づき、審議を非公開とすることを発議します。

この件について採決いたします。

賛成の委員さんは挙手をお願いします。

各委員

<全員挙手>

教育長

賛成全員です。

よって議案第 14 号から第 19 号については、審議を非公開とすることを決定します。会議場の閉鎖をお願いします。

〔議場施錠〕

(非公開の審議)

〔議場開錠〕

教育長

議案第 14 号「八幡浜市弓道場の設置及び管理に関する条例の制定についての意見聴取について」 ご異議はありませんか。

各委員

「異議なし。」

教育長

議案第 14 号「八幡浜市弓道場の設置及び管理に関する条例の制定についての意見聴取について」 異議のないことを決定します。

教育長

議案第 15 号「八幡浜市立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例の意見聴取について」 ご異議はありませんか。

各委員

「異議なし。」

教育長

議案第 15 号「八幡浜市立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例の意見聴取について」 異議のないことを決定します。

教育長

議案第 16 号「八幡浜市社会体育施設条例の一部を改正する条例の意見聴取について」 ご異議はありませんか。

各委員

「異議なし。」

教育長

議案第 16 号「八幡浜市社会体育施設条例の一部を改正する条例の意見聴取について」 異議のないことを決定します。

教育長

議案第 17 号「八幡浜市民文化活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について」 ご異議はありませんか。

各委員

「異議なし。」

教育長

議案第 17 号「八幡浜市民文化活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について」異議のないことを決定します。

教育長

議案第 18 号「基金の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての意見聴取について」 ご異議はありませんか。

各委員

「異議なし。」

教育長

議案第 18 号「基金の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての意見聴取について」異議のないことを決定します。

教育長

議案第 19 号「八幡浜市地番整理事業の実施等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」のうち、教育委員会所管分に関する意見聴取について」ご異議はありませんか。

各委員

「異議なし。」

教育長

議案第 19 号「八幡浜市地番整理事業の実施等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」のうち、教育委員会所管分に関する意見聴取について」異議のないことを決定します。

教育長

続いて、議案第 20 号「八幡浜市社会教育委員の委嘱に係る専決処理の報告について」と議案第 21 号「八幡浜市民文化活動センター運営審議会委員の任命に係る専決処理の報告について」を一括審議とします。生涯学習課長より説明をお願いします。

生涯学習課長

47 ページをお願いします。

議案第 20 号「八幡浜市社会教育委員の委嘱に係る専決処理の報告について」説明します。こちらの報告は、八幡浜青年会議所理事長に二宮将栄氏が就任されましたので、八幡浜市社会教育委員に関する条例第 2 条の規定により、令和 7 年 1 月 28 日付けで八幡浜市社会教育委員に委嘱しました。よって、八幡浜市教育委員会事務委任規則第 4 条の規定に基づき専決処理し、同規則第 5 条の規定により委員会に報告するものです。任期は、前任者の残任期間である令和 7 年 7 月 31 日までです。

続いて、48 ページをお願いします。

議案第 21 号「八幡浜市民文化活動センター運営審議会委員の任命に係る専決処理の報告について」説明します。こちらの報告も、八幡浜青年会議所理事長に二宮将栄氏が就任されたことにより、八幡浜市民文化活動センターの設置及び管理に関する条例第 17 条第 2 項の規定により、令和 7 年 1 月 1 日付けで八幡浜市民文化活動センター運営審議会委員に任命しました。よって、八幡浜市教育委員会事務委任規則第 4 条の規定に基づき専決処理し、同規則第 5 条の規定により委員会に報告するものです。任期は、前任者の残任期間である令和 7 年 3 月 9 日までです。

説明は以上です。

教育長

議案第 20 号と第 21 号について、ご質問はありませんか。

各委員

「なし。」

教育長

それでは、議案第 20 号と第 21 号については、既に専決処理をしていますので、承認を要しない報告とし、審議を終了します。

教育長

続いて、議案第 22 号「八幡浜市立幼稚園園則の一部を改正する規則の制定について」子育て支援課長より説明をお願いします。

子育て支援課長

議案書 49 ページをお願いします。

議案第 22 号「八幡浜市立幼稚園園則の一部を改正する規則について」説明します。本改正は、「愛媛県市町業務標準化モデル構築事業」において、紙申請を電子申請フローに統合できるようシステムを構築する事業の一環として、保育所等の入所申込書を「教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書」へと愛媛県下統一されたことに伴い、改正するものです。

なお、この要綱は、公布日から施行し、令和 6 年 9 月 1 日から適用としています。

教育長

ご質問はありませんか。

各委員

「なし。」

教育長

議案第 22 号「八幡浜市立幼稚園園則の一部を改正する規則の制定について」原案のとおり承認していただけますか。

各委員

「異議なし。」

教育長	議案第 22 号「八幡浜市立幼稚園園則の一部を改正する規則の制定について」原案のとおり承認することを決定します。
教育長	議案第 23 号「八幡浜市弓道場の設置及び管理に関する条例施行規則の制定について」生涯学習課長より説明をお願いします。
生涯学習課長	50 ページをお願いします。 議案第 23 号「八幡浜市弓道場の設置及び管理に関する条例施行規則の制定について」説明します。この規則は、議案第 14 号にて、ご審議いただきました条例につきまして、施設の管理運営に必要な事項を定めるものです。第 1 条では規則の趣旨、第 2 条では用語の定義を定めています。第 3 条では、他の社会体育施設と同じく、開館時間を午前 8 時から午後 9 時 30 分とすることを規定しています。第 4 条では、年末年始を休館日とすることを規定しています。第 5 条から、51 ページの第 9 条にかけては、使用の許可の申請、使用許可等に係る通知、許可の変更及び取消し、使用期間、使用料の納付に関する規定を定めています。 52 ページをお願いします。 第 10 条では、使用料の減免について規定しています。弓道大会や審査会、合宿などで使用する場合は、使用料を半額に減額することとしています。第 11 条では、使用者の遵守事項、53 ページ、第 12 条では、損傷等の届出について定め、第 13 条では、教育委員会への委任事項を定めています。附則第 1 項では、本規則の施行期日は、令和 7 年 6 月 1 日とすることを規定しています。附則第 2 項では、条例の施行期日を、同じく、令和 7 年 6 月 1 日とすることを規定しています。54 ページから 57 ページにかけては、施設の管理に必要な様式を定めています。 説明は以上です。
教育長	ご質問はありませんか。
各委員	「なし。」
教育長	議案第 23 号「八幡浜市弓道場の設置及び管理に関する条例施行規則の制定について」原案のとおり承認していただけますか。
各委員	「異議なし。」
教育長	議案第 23 号「八幡浜市弓道場の設置及び管理に関する条例施行規則の制定について」原案のとおり承認することを決定します。
教育長	議案第 24 号「八幡浜市立学校施設開放規則の一部を改正する規則の制定につい

て」生涯学習課長より説明をお願いします。

生涯学習課長

58 ページをお願いします。

議案第 24 号「八幡浜市立学校施設開放規則の一部を改正する規則の制定について」説明します。今回の改正は、議案第 15 号「八幡浜市立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例の意見聴取について」に関連するもので、令和 7 年 4 月 1 日から、愛宕中学校、八代中学校及び松柏中学校を統合し、八幡浜中学校を新設することに伴い、所要の改正を行うものです。具体的には、別表第 2 の開放施設一覧表から、校庭、夜間照明、体育館、それぞれの規定から、統合する中学校の項目を削り、新たに八幡浜中学校を加えます。

なお、附則において、この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとしています。

説明は以上です。

教育長

ご質問はありませんか。

各委員

「なし。」

教育長

議案第 24 号「八幡浜市立学校施設開放規則の一部を改正する規則の制定について」原案のとおり承認していただけますか。

各委員

「異議なし。」

教育長

議案第 24 号「八幡浜市立学校施設開放規則の一部を改正する規則の制定について」原案のとおり承認することを決定します。

教育長

議案第 25 号「八幡浜市民文化活動センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」生涯学習課長より説明をお願いします。

生涯学習課長

59 ページをお願いします。

議案第 25 号「八幡浜市民文化活動センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」説明します。この規則は、議案第 17 号にて、ご審議いただきました条例につきまして、施設の管理運営に必要な事項を定めるものです。今回の改正は、市民文化活動センターの使用料及び使用時間を見直すことで利便性の向上を図り、より多くの市民の方に施設を利用していただけるよう、所要の改正を行うものです。具体的には、第 21 条の美術館の開館時間を、市民文化活動センターの開館時間と同じくするよう、1 時間早め、午前 9 時から午後 5 時までに改めます。

また、第 26 条の美術館職員の勤務時間も同様に 1 時間早め、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までに改めます。最後に、附則において、この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとしています。

説明は以上です。

教育長 ご質問はありませんか。

各委員 「なし。」

教育長 議案第 25 号「八幡浜市民文化活動センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」原案のとおり承認していただけますか。

各委員 「異議なし。」

教育長 議案第 25 号「八幡浜市民文化活動センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」原案のとおり承認することを決定します。

教育長 議案第 26 号「八幡浜市幼稚園型一時預かり事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」子育て支援課長より説明をお願いします。

子育て支援課長 議案書 60 ページをお願いします。

議案第 26 号「八幡浜市幼稚園型一時預かり事業実施要綱の一部を改正する要綱について」説明します。「八幡浜市幼稚園型一時預かり事業実施要綱」は改正前の表の第 1 条の厚生労働省局長通知の別紙に基づき、要綱を制定し実施していたところですが、今回この局長通知が廃止され、新たに改正後の欄に記載の文部科学省及びこども家庭庁局長通知の別紙「一時預かり実施要綱」へと変更されたため、通知名の変更を行うものです。

また、第 13 条では、民間幼稚園等が実施する一時預かり事業の委託料の支払いについて規定している内閣総理大臣通知「子ども・子育て支援交付金の交付について」が、こども家庭庁長官通知へと変更されたため、通知名の変更を行うものです。

なお、この要綱は、公布日から施行としています。

教育長 ご質問はありませんか。

各委員 「なし。」

教育長 議案第 26 号「八幡浜市幼稚園型一時預かり事業実施要綱の一部を改正する要綱

の制定について」原案のとおり承認していただけますか。

各委員

「異議なし。」

教育長

議案第 26 号「八幡浜市幼稚園型一時預かり事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」原案のとおり承認することを決定します。

教育長

(2) 報告・協議事項

報告・協議事項①については、市議会 3 月定例会に上程する案件であり、市長による公表がなされていないことから、教育委員会会議規則第 12 条の規定に基づき、審議を非公開とすることを発議します。

この件について採決いたします。

各委員

<全員挙手>

教育長

賛成全員です。

よって報告・協議事項①については、審議を非公開とすることを決定します。会議場の閉鎖をお願いします。

〔議場施錠〕

(非公開の審議)

〔議場開錠〕

教育長

続いて、②学校再編整備第二次実施計画について、学校教育課長より説明をお願いします。

学校教育課長

小学校 3 校の第 1 回総合準備委員会を 1 月 31 日に開催しました。そこで、新しい学校の名称を八幡浜南小学校、場所を神山小学校、期日を令和 8 年 4 月 1 日ということで決定をしましたので、3 月 21 日に統合合意書の調印式を行いたいと思います。来年度 1 年間をかけて、閉校に向けて準備していきたいと考えています。

また、2 月 12 日に中学校の第 5 回統合準備委員会を開催しました。今回で最後の統合準備委員会ということで、1 月 28 日に行った 3 校交流授業において、宮本益光さんの指導の下、校歌の練習をした映像を委員の皆さんに見ていただきました。中学校の閉校記念式典につきましては、3 月 25 日、26 日に予定しています。

説明は以上です。

教育長 3校交流授業につきましては、ジュニアえひめ新聞の記事も付けておりますので、後ほどご覧ください。
ご質問はありませんか。

各委員 「なし。」

教育長 次に、③その他について、何かありませんか。

各委員 「なし。」

教育長 5 その他

(1) から (5) について、学校教育課長補佐をお願いします。

学校教育課長補佐 (1) 次回定例教育委員会の開催についてです。

3月13日(木)15時30分から保内庁舎3階 第4会議室にて開催予定です。

(2) 南予管内市町等教育委員会連合会「教育委員会研修会」の開催についてです。2月27日(木)午後2時から、内子自治センターでの開催となっております。配車については、参加される教育委員さんのお手元に用紙をお配りしております。事務局の方で待合わせ時刻と場所を決めさせていただきましたので、この順番でお迎えに上がります。よろしくお願いします。

(3) 卒業・卒園式についてです。

事前にお配りしております「卒業式参列者名簿」をご覧ください。前回、日程についてお知らせしておりましたが、参列を希望される学校名をお知らせください。教育長については、事前に確認を行い、すでに幼稚園、小学校、中学校に記載しております。

<調整中>

学校教育課長補佐 参列者の確認を行います。

松蔭小学校 成瀬委員

千丈小学校 泉委員

川上小学校 佐々木委員

川之石小学校 國安委員

宮内小学校 教育長

愛宕中学校 教育長

八代中学校 佐々木委員

松柏中学校 泉委員

保内中学校 國安委員

保内幼稚園 教育長

以上で間違いはございませんか。

小学校のその他の学校については、教育委員会の職員で対応することとします。

それでは、当日はご参列をよろしくお願いいたします。

続きまして、(4) 川上小学校・双岩小学校・神山小学校統合合意書調印式についてです。

先ほど課長からの説明がありましたが、3月21日(金)16時から八幡浜庁舎5階大会議室にて開催します。次回の定例会で出欠の確認をさせていただきます。

(5) 閉校記念式典についてです。

八代中学校は、3月25日(火)14時から、愛宕中学校は、3月26日(水)10時から、松柏中学校は、3月26日(水)14時から、それぞれの体育館で開催されます。委員の皆様には、ご案内の文書が届いていると思いますが、本日、出欠の確認をさせていただいたと思います。ご都合等により、欠席されます方はおられますでしょうか。

<確認中>

ありがとうございます。

それでは、3月26日(水)の松柏中学校閉校記念式典のみ國安委員さんが欠席ということで、それ以外の式典は全員出席となりましたので、当日はご参列をよろしくお願いいたします。

それから、高知県南国市と高知市の先進地視察については大変お世話になりました。先ほど、参加されました委員さんには、収支報告書と領収証写し、それから返金額をお渡しさせていただきましたので、後ほどご確認ください。

説明は以上です。

教育長

ご質問はありませんか。

各委員

「なし。」

教育長

(3)その他について、何かありませんか。

各委員

「なし。」

教育長

それでは、以上をもちまして令和7年2月第2回八幡浜市教育委員会定例会を終了します。ありがとうございました。

〔閉会時刻：午後4時38分〕

八幡浜市教育委員会会議規則第15条第2項の規定により、ここに署名する。

令和7年2月14日

教育長 井上 靖

教育委員 泉 俊也

教育委員 成瀬 いづみ

教育委員 佐々木 広光

教育委員 国安 健太